

令和6年度第2回二宮町防災会議次第

日 時：令和6年9月30日（月）
10時00分から

場 所：二宮町役場 第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）令和6年度台風10号に伴う二宮町の被害状況について【報告事項】 資料なし

（2）第1回二宮町防災会議（書面開催）の結果について【報告事項】 資料1
二宮町消防庁舎の大規模改修に伴う地域防災計画の修正について

（3）令和6年度二宮町総合防災訓練について【協議事項】 資料2

（4）二宮町の個別避難計画の進捗状況について【報告事項】 資料3

（5）その他

4 閉 会

二宮町防災会議委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
1	村田 邦子	二宮町長	会長
2	高添 寛 [新]	関東農政局神奈川県拠点 総括農政推進官	
3	保宮 英幸	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長	欠席
4	篠田 寛	湘南地域県政総合センター所長	代理 大日向 章弘
5	近藤 充志	神奈川県平塚土木事務所長	
6	大久保 久美子 [新]	神奈川県平塚保健福祉事務所長	
7	加藤 康介 [新]	企業庁平塚水道営業所長	
8	一條 裕喜 [新]	大磯警察署長	代理 矢部 雄一
9	渡邊 康司	二宮町副町長	欠席
10	西山 哲也	二宮町総務部防災担当参事	
11	和田 智司	二宮町教育長	
12	小椋 淳喜	二宮町消防長	
13	勝部 修二 [新]	二宮町消防団長	
14	丹治 淳子 [新]	東日本電信電話株式会社 神奈川支店長	欠席
15	倉内 雄太 [新]	東日本旅客鉄道(株)横浜支社 小田原・伊豆統括センター国府津駅長	
16	谷 秀樹	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所長	
17	山銅 信輔 [新]	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	代理 松枝 誠
18	渡 宏之 [新]	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	
19	野宮 誠	日本郵便(株) 二宮郵便局長	欠席
20	長田 信夫 [新]	二宮町地区長連絡協議会長	
21	原 正樹	小田原ガス(株)取締役社長	代理 長崎 行秀
22	安藤 豪	中郡医師会二宮班長	欠席
23	橋口 尚徳 [新]	陸上自衛隊第4施設群長	代理 長島 将貴
24	高宮 松蔵	二宮建設協力会長	

議題（２）第１回二宮町防災会議（書面開催）の結果について【報告事項】
二宮町消防庁舎の大規模改修に伴う地域防災計画の修正について

項 目	ページ	備 考
非常電源の設置、情報通信施設の整備等、施設の防災拠点化	p 13	修正なし
防災中枢機能を果たす施設として、災害に対する安全性の確保と自家発電の整備	p 24	修正なし
役場庁舎被災時の機能代替施設として、施設・設備の強化	p 24	修正なし
施設の省エネルギー化	p 24	一部追加
職員の感染症対策のための空間、施設、設備の強化	p 24	追加
消防団拠点施設の整備による、消防団機能の強化	p 46	一部追加

次ページ資料の該当箇所に網掛けするとともに、追加部分に下線を引いてあります。

地震被害対策編

2-4. 津波対策

(1) 津波に強いまちづくり

- 津波対策の推進に関する法律(平成 23 年法律第 77 号)」に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所の指定等の津波避難対策を実施します。
- 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、庁内関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。
- 津波浸水想定を反映した津波ハザードマップの作成や津波災害警戒区域の指定の促進など、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。
- 行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、**施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。**
- 町及び県等は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報、避難指示、津波浸水予測の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。
- 県では、沿岸住民や海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の地勢、景観、利用実態にあわせた海岸保全施設の整備を計画的に進めるとともに、情報の伝達体制や避難対策の充実に協力する計画となっています。

(2) 伝達体制等の整備

- 避難指示等を迅速確実に実施するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)・Lアラート(災害情報共有システム)及び防災行政用無線の同報系や移動系子局の整備の推進、戸別受信機の設置の推進、休日・夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立します。
- 沿岸地域では、町・関係機関・自主防災組織等が、相互協調して役割分担を定めて、津波予報区の相模湾・三浦半島に津波注意報が発表された時は、直ちに海面監視を行い、津波等の異常発見と情報連絡に努めるよう、体制の確立を図ります。
- 町と県は、民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどにも津波警報等が伝わるように、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

3-2. 災害対策本部等組織体制の拡充

(1) 組織体制の充実等

- 町と防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部の充実等、防災組織体制の充実を図ります。
- あらゆる場面を想定した災害対策本部の設置運用訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めるとともに、県災害対策本部や各種防災関係機関との連携を一層高めます。
- 県や国との連絡体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織と連絡体制の充実を図ります。

(2) 災害対策本部の強化・機能代替性の確保

- 防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める**とともに、**自家発電設備等の整備を図り**、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保に努めます。
- 災害対策本部室(役場庁舎内)が被災した場合を想定して、**消防本部防災対策室を機能代替施設とし、施設・設備の充実強化を図ります。**

(3) 業務継続体制の確保

- 県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の**防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保と省エネルギー化に努める**とともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。
また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。
- 町職員に対する防災教育や「職員初動指針」の点検を行うとともに、「二宮町業務継続計画(BCP)」の策定により、業務継続体制の確保を図ります。
- 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。
- 職員の感染症対策のため、適切な空間の確保、施設・設備の充実強化に努めます。**

3-16. 自主防災活動の拡充強化

(1) 町民への周知

- 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水・人工乳、携帯トイレ、トイレットペーパー、衛生物品等の備蓄、非常持出品(懐中電灯、ラジオ、紙おむつ・生理用品、歯ブラシ・入れ歯等歯科物品、常備薬・医薬品や医療的ケア等)に必要な機器・電源、人工乳、アレルギー対応食、要配慮者対応食・栄養剤等)の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。
- 県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害等を想定した広域防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の住民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

(2) 自主防災組織の育成

- 町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことの認識に立って結成した自主防災組織の活動をサポートし、「自助」「共助」の体制を強化していきます。
- 組織の育成は、防災指導員への日頃の指導、消防団との連携と、訓練の実施や防災資機材の整備補助を通じて育成に努めています。
- 災害時応急活動の地域での役割を果たす自主防災組織の機能強化・充実を図ります。

■自主防災組織の機能強化・拡充項目

- ア 災害時の避難誘導を円滑・安全に行うため、避難経路の事前確認に努める
- イ 地域内の高齢者・障がい者等への安否の確認、避難誘導、救助などの避難活動支援のため、日頃から地域でのコミュニケーションを図る
- ウ 災害時に移動式初期消火資機材(スタンドパイプ)を使用した初期消火と救出救護訓練等行い、技術向上に努める
- エ 家庭内防災、地域内防災を積み上げ、町と自主防災組織との連携強化を図る
- オ ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成に努める
- カ ジェンダー平等の観点から、自主防災組織や防災リーダーへの女性の参画の推進に努める

(3) 消防団の機能強化

- 町は、消防団員の確保及び**団拠点施設**、資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に向けた取組を支援することとしています。

令和 6 年度二宮町総合防災訓練実施要領（案）

【目 的】

町と自主防災組織、防災関係者が一体となった大規模地震発生時の初動体制、連絡体制等を検証する訓練を実施し、共助及び公助の強化を図る。

また、災害協定事業所等の協力により、特に若い世代を対象とした体験型の防災フェアを開催することで、一般町民の防災意識の高揚を図る。

【実施日時】

令和 6 年 11 月 10 日（日） 第 1 部 8 時 00 分から 9 時 30 分まで

令和 6 年[※]11 月 17 日（日） 第 2 部 9 時 30 分から 15 時 00 分まで
（※ふるさとまつり会場内）

【場 所】

第 1 部 二宮町役場、消防署、広域避難所、災害時地区本部

第 2 部 生涯学習センター ラディアス テニスコート

【内 容】

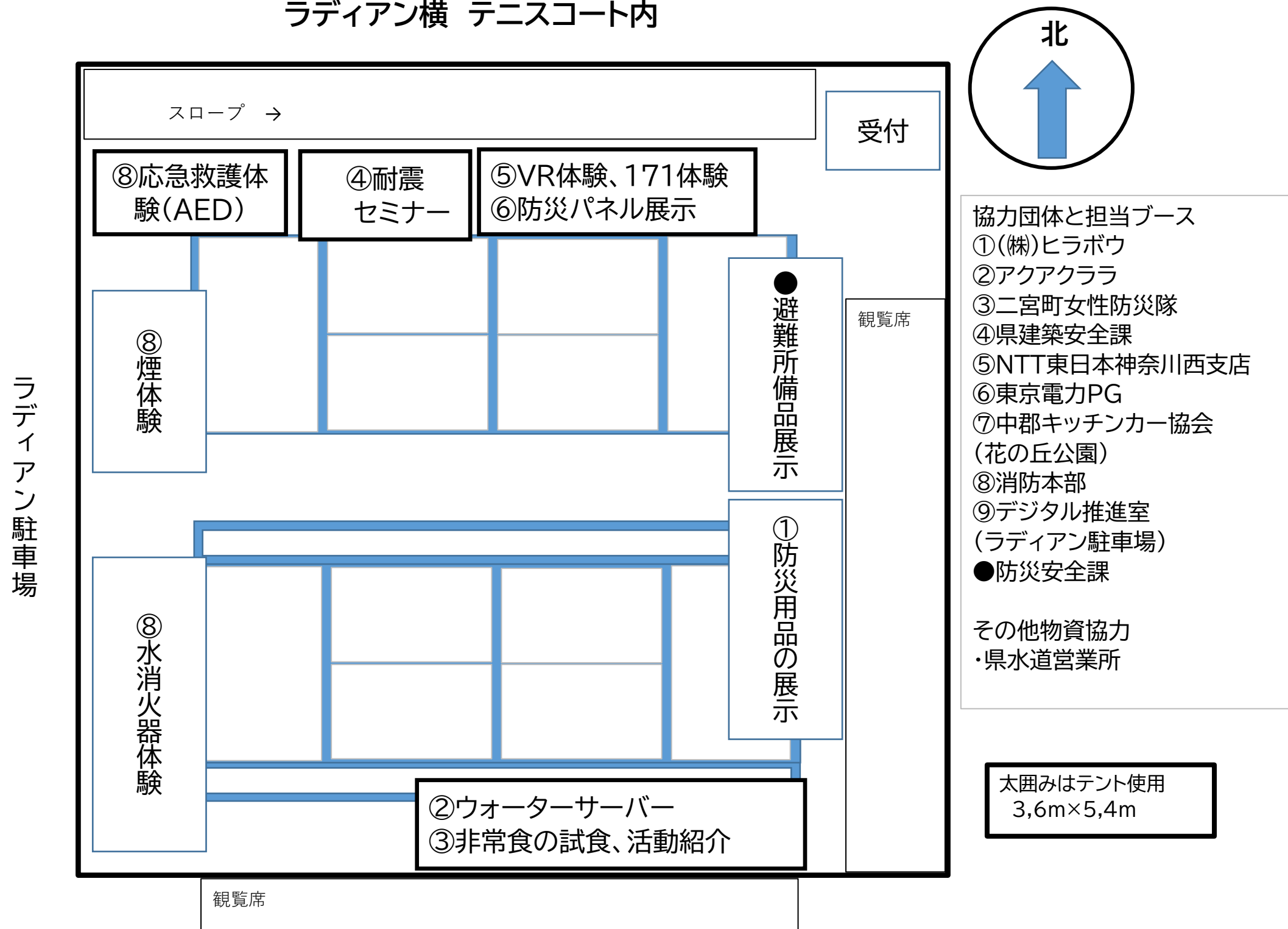
第 1 部 大規模地震災害を想定した連携訓練等

- （1）初動対応及び情報受伝達訓練
- （2）安否確認・災害地区本部運営訓練
- （3）津波避難訓練（梅沢海岸、中村川周辺地域）

第 2 部 防災フェア

- （1）協定機関による防災用品等の展示、活動紹介
- （2）防災体験（VR による災害体験、煙体験、消火体験、応急救護体験等）、
防災講義（耐震セミナー等）
- （3）女性防災隊による非常食の紹介と活動紹介
- （4）消防資器材等の展示、活動紹介等
- （5）町公式 LINE によるデジタル避難訓練
- （6）（1）～（5）を通じた防災クイズスタンプラリー

令和6年度二宮町防災フェア 配置図（案）
ラディアン横 テニスコート内



令和6年度

二宮町総合防災訓練 × 防災フェア

防災フェア

※小雨決行

日にち：**令和6年11月17日（日）**

時間：9時30分～15時00分

場所：ラティアンテニスコート



「湘南二宮ふるさとまつり」に併せて、**ラティアンのテニスコートにて「防災フェア」を開催**します。
防災フェアでは防災に関わる各種ブースを展開します。
ぜひお越し下さい！



出典：国土地理院 HP

VRゴーグルで

地震体験

（出展：NTT 東日本）



水消火器体験

（協力：二宮町消防署）



煙体験

（協力：二宮町消防署）



防災食の試食

（協力：二宮町女性防災隊）



他にも色々なブースを出展予定です！ ご興味のある方はぜひお越しください！

※駐車場には限りがあるため、公共交通機関でご来場ください。にの♡バスは当日無料です。

二宮町総合防災訓練

※小雨決行

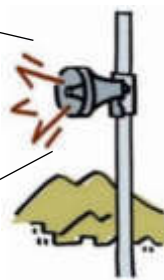
日にち：**令和6年11月10日（日）**

時間：8時00分～9時30分

＜各ご家庭で実践しましょう！！＞



8時の放送を
合図に実践
しましょう！



安否確認訓練

玄関先に黄色のタオルなどの合図を掲示！！

津波避難訓練

梅沢・茶屋・川匂にお住いの一部の方は、避難場所と避難経路の確認を！！

シェイクアウト訓練

自分の身は自分で守る
“自助”を実践しましょう！！



提供：効果的な防災訓練と防災啓発推進会議

〇ご注意ください〇

- ・町内、隣接市町にいる方の**携帯に緊急速報メールが届きます**。マナーモードでも鳴動しますので、不都合がある場合は電源を切るようお願いします。
- ・訓練開始に伴い、**午前8時に防災行政無線で緊急地震速報を流します**。実際の災害とお間違いのないようご注意ください。



- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針で作成を促してきたが、令和 3 年に改正より、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

【個別避難計画の作成状況】作成済の市町村：約 8 % 一部作成済：約 59 % 未作成：約 33 %

※令和 4 年 1 月 1 日現在

対 象 者

- 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

- 市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
 - ※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
 - ※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
 - ※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容

（避難行動要支援者名簿の記載内容のほか） ○ 避難支援等を実施する者 ○ 避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合や避難行動要支援者本人等の同意がある場合に避難支援等関係者へ提供
- 災害時は、避難行動要支援者本人等の同意がなくても避難支援等関係者その他の者へ提供

二宮町の災害時における個別避難計画実施要領

■個別避難計画とは

- 災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこにどのような経路で避難するか、避難する際にどのような配慮が必要かなど避難支援に必要な情報を予め決めておく個別の避難行動計画です。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画は市町村の努力義務として地域の自治会（自主防災組織）や消防団、民生委員・児童委員、福祉の専門職等の関係者と協力して作成することとされています。

■計画作成の対象者

- 個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者名簿に登録している方で、個別避難計画作成やその情報を避難支援関係者に提供することに同意された方。
- 名簿に登録されていない方であっても、避難支援が必要と考えられる場合には、可能な範囲で計画作成を行う。

■計画作成の流れ

- 計画作成にあたっては、下記の優先度の高い方から進めていくこととし、本人若しくは家族等の同意（※別紙1）に基づき、本人への面談、関係者等を交えながらの話し合いを実施し計画作成を行う。

なお、優先度については、個々のケースにおいて必要において判断するものとする。

二宮町の優先度の考え方

- ① 難病患者、障がい者等心身の状況により必要な方
- ② 土砂災害特別計画区域（レッドゾーン）
- ③ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
- ④ 洪水浸水想定区域（避難には垂直避難も含む）
- ⑤ 津波及び高潮浸水想定区域
- ⑥ その他関係者が必要とする方
- ⑦ 名簿登録者自らが希望する方

ステップ1

ステップ2

ステップ3

ステップ4

事前準備・対象者の確認⇒訪問・説明・同意・聞き取り⇒話し合い・計画の作成・共有⇒訓練の実施

※作成した個別避難計画については、適正な管理を行い定期的に確認し、必要に応じ更新する。

※支援者が見つからないなど、個人による支援が難しい場合には、自主防災組織や組等の団体単位での支援なども考えられる。

※この支援制度は、地域の「共助」の精神を基に成り立っているもので、支援を保証するものではない。

◎個別避難計画作成に向けたスケジュール

年 度	4 月～7 月	8 月～11 月	12 月～3 月
令和 4 年度 (準備期間)	情報収集期間		庁内検討会議 (制度の確認)
令和 5 年度 (試行期間)	庁内検討会議 (対象者、支援者の検討)	町主導での作成検討・一部作成 (難病患者、土砂災害特別警戒区域等)	
	地域関係者等に制度に 関する説明	地域関係者等と町主導での作成検討に おける課題等情報共有・今後に向けて	
			一般の住民への周知 (講演会等)
令和 6 年度	地域関係者等の協力により、計画作成を進める (土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、津波・高潮浸水想定区域等)		
令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	地域関係者等の協力により、計画作成を進める (その他関係者が必要とする方や名簿登録者自らが希望する方等)		

個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意書

二宮町では高齢者や障がい者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者台帳に掲載される方、お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した個別避難計画の作成を進めております。

この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものであり、作成に当たっては必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や地域関係者等に情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

※同意されても、避難支援等が必ずなされることが保証されるものではありません。

※避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

※同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続となります。

※避難行動要支援者情報を作成するために、関係者が訪問調査を行いますのでご協力ください。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために個別避難計画の作成・更新・提供に

☐ 同意します

☐ 趣旨を理解したうえで、同意しません

☐ 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

令和 年 月 日

署 名

(代理人)

本人との関係

○二宮町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号

平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号

平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号

平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号

平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基

づき、二宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めること

を目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者

(10) その他町長が必要と認めるもののうちから町長が任命する者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職

員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な

事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年6月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月17日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月16日条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月15日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。